

うち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（補則）

第85条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。）においてこの条例に定める事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第11条第1項、第37条第1項第5号（第54条及び第66条第1項において準用する場合を含む。）、第57条第1項第5号及び第70条第1項第5号（第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、多目的室を設けないことができる。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 従業者、設備及び運営に関する基準（第3条－第24条）

第3章 雜則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項及び第2項の規定により、指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 指定障害者支援施設 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。

（2） 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。

（3） 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。

（4） 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 従業者、設備及び運営に関する基準

（重要事項の説明等）

第3条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの利用の申込みがあったときは、その者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、その者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程（第24条において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号。以下「障害者支援施設基準条例」という。）第6条に規定する運営規程をいう。）の概要、従業者の勤務体制その他のその者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、施設障害福祉サービスを提供することについてその者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第4条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者と施設障害福祉サービスの利用に係る契約をするときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。第7条において同じ。）に記載しなければならない。

2 指定障害者支援施設が提供する契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給決定を受けた支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、支給決定障害者と施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他の必要な事項を当該支給決定障害者に係る支給決定を行った市町村等に対し報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要ないと認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

（施設障害福祉サービスの提供の拒否の禁止）

第5条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第6条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスを利用することについて市町村等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（受給資格の確認）

第7条 指定障害者支援施設は、利用申込者に対し施設障害福祉サービスを提供しようとするときは、その者の提示する受給者証によって、その者に係る支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間及び支給量等を確認するものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第8条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者等が行う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第9条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して自立訓練を行う場合には、従業者に、身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第10条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、その提供した日及び内容その他の必要な事項を記録しなければならない。この場合において、その提供をした者が施設入所支援を受ける者以外の者である場合には、当該提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る施設障害福祉サービスを提供したことについて支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第11条 指定障害者支援施設が支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益向上させ、かつ、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、その使途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第12条 指定障害者支援施設は、規則で定めるところにより、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの提供に要した費用等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定障害者支援施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額について説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額の管理)

第13条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）を受けたときは、その者の当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、その合計額を、当該支給決定障害者に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者（指定障害福祉サービス事業を行なう者をいう。第18条において同じ。）等に通知しなければならない。

2 支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支

援を受ける者を除く。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であって、当該支給決定障害者の依頼があったときも、前項と同様とする。

(介護給付費又は訓練等給付費の額の通知等)

第14条 指定障害者支援施設は、法定代理受領（指定障害者支援施設が法第29条第4項の規定により市町村等から指定障害福祉サービスに要した費用について支払を受けたことをいう。次項において同じ。）により施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、その者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者から法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その者に対し、その施設障害福祉サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(市町村等への通知)

第15条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を当該支給決定障害者に係る市町村等に通知しなければならない。

- (1) 正當な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わぬことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第16条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(重要事項の掲示)

第17条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、第3条第1項に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関等（第24条において準用する障害者支援施設基準条例第39条第1項に規定する医療機関及び同条第2項に規定する歯科医療機関をいう。）その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。（秘密保持等）

第18条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、その従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第19条 指定障害者支援施設は、利用者が当該指定障害者支援施設を適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第20条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等(次項において「一般相談支援事業者等」という。)又はこれらの従業者に対し、これらの者が指定障害者支援施設の利用を希望する者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該一般相談支援事業者等を利用者又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第21条 指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスに係る苦情に關し、法第10条第1項、第11条第2項又は第48条第1項の規定により知事若しくは市町村等が行う命令又はこれらの職員からの質問若しくは検査に応じ、及び知事又は市町村等が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、知事又は市町村等からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該知事又は市町村等に報告しなければならない。

5 指定障害者支援施設は、社会福祉法第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(会計の区分)

第22条 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第23条 指定障害者支援施設は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第10条第1項に規定するサービスの提供の記録
 - (2) 次条において準用する障害者支援施設基準条例第18条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
 - (3) 第15条の規定による市町村等への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する障害者支援施設基準条例第40条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由等の記録
 - (5) 第21条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する障害者支援施設基準条例第44条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第24条 障害者支援施設基準条例第3条、第6条、第7条、第10条(第1項ただし書を除く。)、第11条(第8項を除く。)、第12条第1項及び第3項、第13条から第15条まで、第17条から第34条まで、第36条から第40条まで、第43条並びに第44条並びに附則第2項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、これらの規定(障害者支援施設基準条例第3条第3項及び第36条第3項を除く。)中「職員」とあるのは「従業者」と、障害者支援施設基準条例第3条第3項及び第36条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害者支援施設基準条例第6条第6号中「利用者」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第3号に規定する支給決定障害者」と、障害者支援施設基準条例第11条第1項中「には、次に」とあるのは「には、次の各号(第1号を除く。)に」と、障害者支援施設基準条例第18条第1項中「施設長」とあるのは「管理者」と、同条第7項中「半年」とあるのは「半年(自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合にあっては、3月)」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

(補則)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一
長野県条例第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 設備及び運営に関する基準(第3条—第44条)
- 第3章 雜則(第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- (2) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- (3) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 設備及び運営に関する基準

(一般原則)

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の利用者の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する虐待の防止、差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす障害者支援施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

3 障害者支援施設の内装等には、木材の利用に努めなければならない。

ない。

(施設長の資格要件)

第5条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) その提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービス（障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）に係る営業日及び営業時間
- (5) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（通常時に施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第13条において同じ。）
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主に対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第7条 障害者支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第8条 障害者支援施設は、その職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第18条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 第40条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由等の記録
- (3) 第42条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 第44条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障

害者支援施設（次条第2項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）

(2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

2 前項に定めるもののほか、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、次の各号に掲げる障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの利用定員を、当該各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

(1) 生活介護、自立訓練及び就労移行支援 6人以上

(2) 就労継続支援B型 10人以上

(3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

（設備）

第10条 障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

(1) 訓練・作業室

(2) 居室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 相談室

(8) 多目的室

(9) その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げるもののほか、認定障害者支援施設（障害者支援施設のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設であるものをいう。）が就労移行支援を行う場合には、当該学校又は当該養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

4 相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、同一の室とすることができます。

（職員）

第11条 障害者支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 生活支援員

(3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービスを行なう者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

(4) 生活介護を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 医師

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）

ウ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、理学療法士又は作業療法士（これ

らの者を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。）。次号において同じ。）

(5) 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「機能訓練」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 看護職員

イ 理学療法士又は作業療法士

(6) 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「生活訓練」という。）を行う場合で、健康上の管理等の必要がある利用者がいるときには、看護職員

(7) 就労移行支援を行う場合にあっては、次に掲げる職員

ア 職業指導員

イ 就労支援員

(8) 就労継続支援B型を行う場合にあっては、職業指導員

2 前項各号に掲げる職員の員数その他の配置の基準は、規則で定める。

3 生活介護、機能訓練又は生活訓練を行う障害者支援施設の生活支援員は、当該施設障害福祉サービスごとにそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

4 機能訓練を行う障害者支援施設の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 就労移行支援又は就労継続支援B型を行う障害者支援施設の職業指導員又は生活支援員は、当該施設障害福祉サービスごとにいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 就労移行支援を行う障害者支援施設の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 サービス管理責任者（施設入所支援に係る場合を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（従たる事業所）

第12条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービスの提供が困難である場合の措置）

第13条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切にこれらのサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、その者に適当な障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合そ

の他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、その者に適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者による他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第15条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定による支払を求めるときは、その使途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第17条 施設障害福祉サービスは、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を希望する場合は、その者の意向を尊重し、その者が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう他の障害福祉サービス事業を行う者及び関係機関と連携し、必要な調整を行うよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるものと認められる場合は、その者の意向を尊重し、その者が自立した日常生活又は社会生活を円滑に送ることができるよう他の障害福祉サービス事業を行う者及び関係機関と連携し、必要な調整を行うよう努めなければならない。

4 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

5 障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

6 障害者支援施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する施設障害福祉サービスの質の改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画)

第18条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障

害福祉サービス計画（施設障害福祉サービスに係る個別支援計画をいう。以下この条及び第25条において同じ。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成しようとするときは、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者の希望する生活及び課題等の把握を行わなければならない。

3 前項の規定による把握は、利用者に対し、面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上で行わなければならない。

4 サービス管理責任者は、第2項の規定により把握した利用者の希望する生活及び課題等の内容に基づき適切な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した施設障害福祉サービス計画を作成しなければならない。この場合において、施設障害福祉サービス計画には、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者との連携についても含めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の生活に対するその者及びその家族の意向
- (2) 利用者に対する総合的な支援の方針
- (3) 利用者の生活全般の質を向上させるための課題
- (4) 施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期
- (5) 施設障害福祉サービスを提供するまでの留意事項

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議により、当該担当者等の意見を聴かなければならぬ。

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、利用者又はその家族にこれを交付して、その内容を説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに、施設障害福祉サービス計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うとともに、原則として、利用者に対し、定期的に面接をして、その趣旨について十分な説明をし、その理解を得た上で行い、その把握した結果を記録しなければならない。

8 第4項から第6項までの規定は、施設障害福祉サービス計画の変更に準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第19条 サービス管理責任者は、前条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の申込みがあった場合には、その申込みを行った者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第20条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれ

ている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等において生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該サービス事業所等との利用調整その他の必要な支援を行わなければならない。

（介護）

第21条 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援を提供する場合には、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、利用者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援を提供する場合には、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他の日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 6 障害者支援施設は、常時1人以上の介護に従事する職員を配置しておかなければならない。

- 7 障害者支援施設は、利用者に対し、その者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第22条 利用者に対する訓練は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その心身の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供をする場合には、利用者に対し、その者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常時1人以上の訓練に従事する職員を配置しておかなければならない。

- 4 障害者支援施設は、利用者に対し、その者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第23条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型（以下この条及び次条において「生活介護等」という。）における生産活動の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するように努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、その作業時間及び作業量等が生産活動に従事する者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

- 3 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、生活介護等における生産活動の機会を提供する場合には、防じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（工賃の支払等）

第24条 障害者支援施設は、規則で定めるところにより、生活介護等において行われる生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、当該生活介護等ごとに生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習）

第25条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づき実習をすることができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づき実習をすることができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 3 前2項の実習の受入先は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。次条及び第27条において同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえたものとなるよう努めなければならない。

（求職活動の支援）

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者による公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者による公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援）

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、その者が就職した日から6月以上、その者に対する職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、その者が就職した日から6月以上、その者に対する職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を

提供する場合には、毎年、前年度に就職した利用者の数その他利用者に係る就職に関する状況を、県に報告しなければならない。
(食事)

第29条 障害者支援施設は、施設入所支援を提供する場合には、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、あらかじめ、利用者にその内容及び費用に関して説明を行い、その者の同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、その食事を利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容のものとするため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用するよう努めなければならない。

5 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

6 障害者支援施設は、食事を提供する場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、当該障害者支援施設に栄養士を置く場合にあっては、この限りでない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第30条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者が社会参加するため、必要な情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

(健康管理)

第31条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、その者の健康保持のため適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第32条 障害者支援施設の職員は、利用者に施設障害福祉サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援の利用者の入院期間中の取扱い)

第33条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第34条 障害者支援施設は、その設置者が利用者に係る規則で定め

る給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(施設長の責務)

第35条 障害者支援施設の施設長は、その職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、その職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第36条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、当該提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに当該障害者支援施設の職員により、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第37条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第38条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、利用者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第39条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第40条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第41条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。